

# 国民健康保険からのお知らせ

## 医療費が高額になったときは？

1カ月の医療費の自己負担額（食事代や保険が適用されない分は除く）が高額になった場合、市の窓口申請して認められると限度額を超えた分が後日、高額療養費として支給されます。

2年を過ぎると支給されませんので、忘れずに申請してください。また、70歳未満の方と70歳以上の方では限度額が異なります。



自己負担限度額(1カ月当たり)

区分	過去12カ月間に高額療養費の支給があった回数	
	3回まで	4回以降
上位所得者1	139,800円+ 466,000円を超えた医療費の1%	77,700円
一般	72,300円+ 241,000円を超えた医療費の1%	40,200円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

1 世帯内の国民健康保険被保険者の合計所得金額が670万円以上の世帯

### 70歳未満の方 (老人保健の方は除く)

同じ方が、同じ月内に、同じ医療機関に支払った自己負担額が限度額を超えた場合が対象です。

外来・入院は別計算します。

一つの世帯内で同じ月に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払い、それらを合わせて限度額を超えた場合も対象となります。

### 高額療養費支払資金貸付制度について

1カ月の医療費が自己負担限度額を超えると見込まれ、支払が困難な場合、高額療養費分を兵庫国民健康保険団体連合会が医療機関に一時立替えし、受診者の支払額を限度額（食事代や保険が適用されない分は除く）にする制度です。

この制度を利用するには月ごとに市の窓口申請が必要となります。

医療機関によっては制度利用の受付をされない場合、また、受付締切日などもありますので事前に医療機関に相談ください。

自己負担限度額(1カ月当たり)

区分	負担割合	外来(個人ごと)	
		外来	外来 + 入院
一定以上所得者3	2割	40,200円	72,300円+ 361,500円を超えた医療費の1% (4回目以降は40,200円)
一般	1割	12,000円	40,200円
低所得者 (住民税非課税世帯)		8,000円	24,600円
低所得者 (住民税非課税世帯 で世帯の所得が一定基準以下の方)			15,000円

3 世帯内に課税所得が145万円以上の老人保健対象者または70歳以上の国民健康保険被保険者がいる方

### 70歳以上で昭和7年10月1日以降に生まれた方 (老人保健の方は除く)

外来で受診したとき・1カ月に支払った個人ごとの自己負担額の合計が限度額を超えた場合、入院したとき・入院と外来の自己負担額の合計が限度額を超えた場合が対象となります。

2 老人保健の方にも同様の制度（高額医療費）がありますが、申請方法などが異なります。

申請に必要なもの  
領収証（保険点数記入のもの）、印鑑、国民健康保険証  
振込先口座のわかるもの（郵便局以外）

### 住民税非課税世帯の方が入院するとき

食事代の標準負担額（70歳以上の方は入院費の自己負担額も）が減額される認定証がありますので、入院する前に申請してください。



申請・問合せ  
市民課国保医療係  
各総合支所市民生活課国保医療係

# 国民年金からのお知らせ

## 加入手続きをお忘れなく！

公的年金制度には、国民年金・厚生年金保険・共済組合があり、日本国内に居住する20歳から60歳までのすべての人が、「国民年金」に加入し将来共通の「基礎年金」を受けけることになります。

つまりサラリーマンやOL、公務員を対象とした、厚生年金保険・共済組合の年金制度に加入している方も、国民年金に加入していることになり

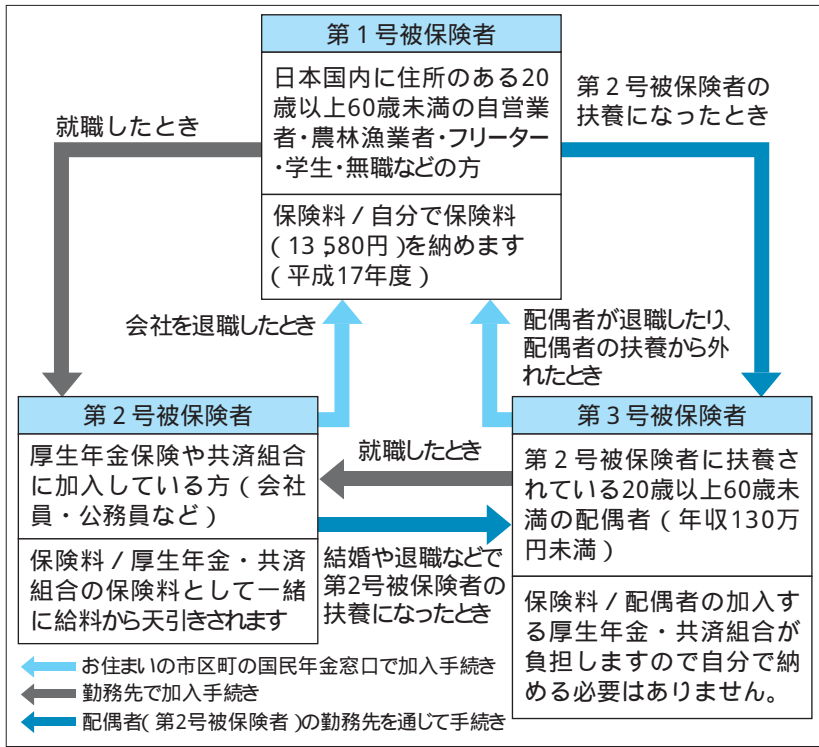
### 人生の節目には手続きを

20歳になったとき、就職や退職、転職、結婚などの人生の節目には、年金制度の加入や種別の変更が必要となります。もし、手続きを忘れたままにしていると、受給できる年金の額が少なくなったり、受給できなくなるなどの不利益が生じる場合がありますので、手続きを忘れずに行ってください。

### 希望すれば加入できる方

次の方は、希望すれば任意加入被保険者として、国民年金に加入できます。加入手続きは市役所市民課市民係で

行ってください。  
海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人  
60歳未満の老齢(退職)年金受給者



60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金の受給資格期間が足りない方や年金額を満額に近づけたい方

昭和40年4月1日以前生まれで、満65歳の時点において老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方 (65歳から70歳までの老齢基礎年金の受給資格期間を満たすまでの期間任意加入することができます)

年金手帳、認印  
\*退職(扶養切れ)の方は離職票や喪失届など

### 兵庫社会保険事務局豊岡事務所からのお知らせ

#### 年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。  
なお、お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号のわかる物を持参ください。

2月11日(土)は  
午前9時30分～午後4時  
2月6日(月)・13日(月)・20日(月)・27日(月)は  
午前9時～午後7時

この機会に、  
ご自身の年金を  
確認しましょう

年金相談日

日時

2月23日(木)

午前10時30分～午後4時

場所

城崎総合支所2階会議室

「ねんきんダイヤル」を利用ください

昨年10月31日から年金に関する相談電話として、ねんきんダイヤルを開設しました。ぜひ、利用ください。

受付時間

午前8時30分～午後5時

(土・日・祝日を除く)

電話番号

年金請求などの年金相談

☎0570・05・1165

年金を受給中の方の相談

☎0570・07・1165

問合せ

兵庫社会保険事務局豊岡

事務所(豊岡市泉町)

☎22・3196

市民課市民係または各総

合支所市民生活課